

## 1 住民投票とは

住民投票とは、一つのテーマ（案件）に関して、その賛否や最も適切だと思われる案を有権者自身の直接投票で決めるもの。簡単に言えば、選挙は「人」を選び、住民投票は「事柄」を決める。

（今井 一著「住民投票 - 観客民主主義を超えて - 」岩波新書2000年）

## 2 住民投票制度

### （1）法律に基づく住民投票（＝拘束型～長や議会の意思決定を拘束）

#### ① 地方自治法

##### ア 議会の解散請求（第13条第1項、第76条～第79条）

有権者総数の3分の1以上の連署をもって、議会の解散を請求した場合は、選挙人の投票に付さなければならない。その投票で過半数の同意があった時には、議会は解散する。

##### イ 議員・長の解職請求（第13条第2項、第80条～第88条）

有権者総数の3分の1以上の連署をもって、議員・長の解職を請求した場合は、選挙人の投票に付さなければならない。その投票で過半数の同意があった時には、失職する。

#### ② 合併協議会の設置（市町村の合併の特例に関する法律）など

### （2）条例に基づく住民投票（＝諮問型～結果を尊重）

事案毎に個別に設置される「個別設置型」と、住民投票の実施に必要な事項をあらかじめ決めておく「常設型」がある。

#### ① 個別設置型を採用

杉並区（東京都）など（旭川市含む。）

##### 杉並区自治基本条例 （住民投票）

第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 旭川市市民参加推進条例 （市民投票の実施）

第14条 市長は、市の存立に係る重要な事項であって、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定める。

#### ② 常設型を採用

岸和田市（大阪府）など

##### 岸和田市自治基本条例 （住民投票）

第14条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票の実施に関する手續その他必要な事項については、別に条例で定める。

## 【旭川市の市民投票】

平成14年第2回定例市議会大綱質疑

(市民参加推進条例に関する安口了議員の質問に対する堀博子生活交流部市民参加担当部長の答弁)

### 【市民投票の対象となる事案について】

(質問内容)

第14条に、市民参加の最終的な担保として、市民投票が実施できるとしている。

第1項の「市の存立に係る重要な事項」とは、どういう施策を想定しているのか。

(答弁内容)

本来的には、市の各種施策を実施するに当たっては、様々な手法で市民の意思を把握し、その反映に努めるべきものであり、さらに市民投票に要する費用も考慮すると、市民投票は究極的な最終手段として一定程度限定的に取り扱われるべきである。

例えば、市の名称変更や市町村合併等、市の存立に係る重要な事項であって、市長が施策の選択を判断するに当たり、直接問う必要がある場合を想定している。

### 【市民投票における投票資格者について】

(質問内容)

市民の定義が示されていない中で、市民投票の市民とはだれを言うのか。

(答弁内容)

他都市の事例においては、通常、選挙権を有する住民が対象とされることが多いが、実際に市民投票に付すべきと判断された事案に応じて、その対象も拡大されたりすることも考えられることから、個別事案に応じて、別途条例により定めていくべきものと考えている。

### 【市民投票の発議について】

(質問内容)

この条例によると、市長だけが市民投票の実施を決められることになっている。裏を返せば、市長が必要ないと認めればできないことになる。しかし、市民の側から市民投票を要求された場合、市民側の要請に応じて、市長は実施する考えを持っているのか。

(答弁内容)

この条例は、市長の条例提案権の中での市民投票の提案について規定したものであり、発議はあくまでも市長ということになるが、地方自治法第74条に基づく市民の条例制定改廃の請求及び同法112条の議員の議案提出権に基づく市民投票の発議を制限するものではない。

従って、この条例に定める市長提案の場合以外で、市民からの制定要求については、地方自治法の定める手続で実施されることになるものと考えている。

### 【市民投票の手続について】

(質問内容)

第14条第2項「市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める」とある。市長が幾ら実施したいと言っても、今度は議会がそのための条例を否決したらどうなるのか。市長は、市民投票実施できないことになるのか。また、この条例も市民参加で行うのか。

(答弁内容)

市民投票を実施する際の必要な事項について、個別案件ごとに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件、結果の取り扱いなどを条例で定めることとしており、その条例案の提案に際しては、意見提出手続などの市民参加の手法を取り入れながら成案化し、議会に提出する。

当該議案が否決された場合は、市民投票を実施できない。

### 【市民投票の結果の取扱いについて】

(質問内容)

市民投票の位置づけをどう考えるか、諮問的なものなのか、それとも決定的なものなのか、縛られるものなのか。ニセコ町では、「町民投票結果の取り扱いをあらかじめ明らかにしなければならない」と、こう定めているが市はどのような考えか。

(答弁内容)

現行地方自治制度の中で、市の決定を拘束するようなものは難しいという考え方もあり、あくまでも市民への諮問的な性格を持つものである。